

名古屋市都市再生(整備)歩行者経路協定認可要領

(目的)

第1条 本要領は、都市再生特別措置法（以下「法」という。）第45条の2第1項に規定する都市再生歩行者経路協定及び第73条第1項に規定する都市再生整備歩行者経路協定に関し、必要な事項を定める。

(都市再生歩行者経路協定の認可の申請)

第2条 法第45条の2第4項の規定による都市再生歩行者経路協定の認可を受けようとする者は、都市再生歩行者経路協定認可申請書（様式第1号）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 都市再生歩行者経路協定書
- (2) 都市再生歩行者経路協定締結の理由を記載した書面
- (3) 都市再生歩行者経路協定の区域及び位置を示す図面
- (4) 申請者が都市再生歩行者経路協定の認可申請に係る代表者であることを証する書面
- (5) 土地所有者等（法第45条の2第1項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）の全員の住所、氏名、権利の種別並びに権利の目的となっている土地の所在地を記載した書面
- (6) 土地又は建物の登記事項証明書
- (7) 法第45条の2第3項に規定する協定区域隣接地（以下「協定区域隣接地」という。）を定める場合には、当該協定区域隣接地の区域及び位置を示す図面
- (8) 申請者が所属する団体等の活動内容を記載した書面
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

(都市再生歩行者経路協定の変更又は廃止の認可の申請)

第3条 法第45条の5第1項又は法第45条の9第1項の規定による都市再生歩行者経路協定の変更又は廃止の認可を受けようとする者は、都市再生歩行者経路協定変更・廃止認可申請書（様式第2号）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる図書（都市再生歩行者経路協定を廃止しようとする場合においては、第1号、第3号及び第8号に規定する書類を除く。）を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 都市再生歩行者経路協定書（変更後）
- (2) 都市再生歩行者経路協定の変更又は廃止の理由を記載した書面
- (3) 変更した都市再生歩行者経路協定の区域及び位置を示す図面
- (4) 申請者が都市再生歩行者経路協定の変更又は廃止の認可申請に係る代表者であることを証する書面

- (5) 土地所有者等の全員の住所、氏名、権利の種別並びに権利の目的となっている土地の所在地を記載した書面。
- (6) 土地又は建物の登記事項証明書
- (7) 都市再生歩行者経路協定の廃止の場合、土地所有者等の過半数の合意のあったことを証する書面
- (8) 協定区域隣接地を変更する場合には、変更した協定区域隣接地の区域及び位置を示す図面
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

(都市再生歩行者経路協定に係る認可の通知)

第4条 市長は、前2条の認可をしたときは、当該認可を受けた者に対し都市再生歩行者経路協定認可通知書（様式第3号）又は都市再生歩行者経路協定変更・廃止認可通知書（様式第4号）によりその旨通知するものとする。

(都市再生歩行者経路協定区域内の借地権消滅等届)

第5条 法第45条の6第3項の規定による届出をしようとする者は、借地権消滅等届（様式第5号）に都市再生歩行者経路協定区域から除かれるべき事実が生じたことを証する書類及び土地の位置を示す図面を添えて市長に提出するものとする。

(都市再生歩行者経路協定加入届)

第6条 法第45条の8第1項又は第2項の規定により都市再生歩行者経路協定に加わろうとする者は、都市再生歩行者経路協定加入届（様式第6号）に土地の登記事項証明書及び土地の位置を示す図面を添えて、市長に提出するものとする。

(一人都市再生歩行者経路協定の効力発効届)

第7条 法第45条の11第4項の規定により当該都市再生歩行者経路協定が効力を有することとなったときは、同条第2項の規定による認可を受けた者は、一人都市再生歩行者経路協定効力発生届（様式第7号）に新たに土地所有者等となった者の土地の登記事項証明書及び土地の位置を示す図面を添えて市長に提出するものとする。

(都市再生整備歩行者経路協定の認可の申請等)

第8条 第2条から第7条の規定は、法第73条第2項に基づき、都市再生整備歩行者経路協定について準用する。この場合において、「都市再生歩行者経路協定」は「都市再生整備歩行者経路協定」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成28年3月31日から施行する。